

## 令和3年12月（第4回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果とその概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第106号から第108号まで、及び第111号から第121号までの全14件はいずれも全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第107号宇部市水道事業の設置等に関する条例制定の件及び議案第108号宇部市下水道事業の設置等に関する条例制定の件についてです。これらは、水道事業及び下水道事業に係る組織の再編に伴い、条例の整備を行うもので、関連がありますので一括議題と致しました。それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

水道事業と下水道事業の組織を別組織として再編した理由をただしたところ、下水道事業は他のインフラと同様に新設ではなくむしろ維持管理の時代に入っており、今後の浄化槽整備を含めた汚水処理の一元化や、その他防災や環境保全の業務でも市長部局と重なる部分が多いことから、現在進行中の水道事業の広域化を待たずして、この度の市長部局の組織改編に組み入れた、とのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第111号宇部市勤労者総合福祉センターに係る指定管理者の指定の件についてです。本案は、令和4年3月で指定管理者の指定期間が満了となります本施設に関し、令和4年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

本市では一般的には指定管理期間は5年だが、4年にした理由をただしたところ、当該施設は当初、勤労者施設として設置されたため、利用については目途を制限しているが、それが解除されるのが令和8年1月となっている。現在は主に体育施設として利用されているため、4年後の利用制限の解除後は他の宇部市の体育施設と同様の業務を委託したいため4年としたとのことでした。

次に、今回の指定に関して、コロナ禍の影響等を仕様書に加味したかただしたところ、コロナ禍の影響を加味し、令和元年度までの直近3年間の平均を参考に、利用料金等の85パーセント水準で利用料、指定管理者の収入、料金等を設定したとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第112号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎1期棟新築（建築主体）工事）についてです。これは、宇部市新庁舎1期棟工事について、各室の利用形態に応じたパーティション・移動書架の追加及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の実施等に伴い、工事請負金額を増額変更するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

計画段階から、パーティション等は後回しで計画したのかただしたところ、1期棟1階部分の窓レイアウトやパーティションの位置・規格については、ある程度の方針等が決まった後に、臨機応変に対応できるように当初から別途工事を考えており、変更契約の金額も新庁舎全体の、当初予算の想定内であるとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第113号から議案第119号までの物品購入の件、7議案についてです。

これらは、すべて新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

物品メーカーと物品の規格のどちらを指定し見積りをとったのかただしたところ、基本的には国内大手3社（オカムラ、イトーキ、コクヨ）の参考品番を提示した上で市内業者より見積りをとったが、他社の他の製品であっても同等品であることが確認できる書類の提出があれば、その見積りも候補とすると通知したとのことでした。

次に、入札は市内業者に限定していると思うが、一社が複数の品目にわたって参加できたのかただしたところ、市内業者に限定しており、宇部市の入札において物品区分が事務用品、家具に登録されている業者であれば、一社で全ての品目に参加できたとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。